

令和 6 年 (2024 年) 3 月 28 日
福祉部 障害福祉課 こども未来部 おやこ保健課

第 7 期豊中市障害福祉計画・第 3 期豊中市障害児福祉計画 (案) に関する意見公募手続の結果について

令和 6 年 (2024 年) 1 月 31 日～2 月 20 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

(1) 集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数 (人)	意見件数 (件)
1	郵便	0	0
2	ファクシミリ	0	0
3	電子メール	2	64
4	電子申込システム	0	0
5	所管課への直接提出	0	0
6	その他	0	0
	合計	2	64

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数 (人)	意見件数 (件)
ア	市の区域内に住所を有する者	1	20
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	44
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者	0	0
エ	市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
オ	市税の納税義務者	0	0
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	0	0
	その他 (市民等の区分が未記入のもの)	0	0
	合計	2	64

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	P14 第2章 障害のある人を取り巻く状況 1 障害のある人の状況 (2) 障害のある人の状況 ①障害のある人の数	「また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和5年(2023年)3月末現在で8,366人となっています。」との記述がありますが、この人数はのべ人数ではないでしょうか？わかりにくいので説明が必要だとおもいます。	自立支援医療の受給者数は単年度の実人数となります。
2	P27 第2章 障害のある人を取り巻く状況 1 障害のある人の状況 (2) 障害のある人の状況 ①障害のある人の数	「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)」との記述がありますが、これは障害者等でありかつ福祉サービスを利用していない18歳という意味だとおもいます。この記述だと、18歳以上の健常者も含まれるとおもいます。正確に記述したほうがよいと思います。	「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者」が障害のある人が対象であるとわかるように表の体裁を改めます。
3	P27 第2章 障害のある人を取り巻く状況 1 障害のある人の状況 (2) 障害のある人の状況 ①障害のある人の数	「本資料における対象者の呼称 施設入所者」との記述がありますが、これも障害者のうち施設入居者だとおもいます。この記述だと健常者あるいは高齢者の施設入居者も含まれるとよみとれます。	「⑤障害者支援施設の入所者」と表記を改めます。
4	P34 第2章 障害のある人を取り巻く状況 3 市民の意識 (1) 市民アンケート調査の主な結果 ⑥障害福祉サービスの利用状況と意識	「主な不満の内容をみると、短期入所や移動支援で「利用したい日・時間に利用できない」と「利用回数・時間などに制限がある」が上位となっています。」との記述がありますが、以前の計画のように、サービス種別ごとの不満のあるなし、不満理由の割合など、くわしく記述すべきです。そうでないと、障害者のニーズを正確にとらえることができません。	計画書としての紙面の制約もあるため、要点のみを記述しております。詳細な内容は別途アンケート調査報告書を市ホームページ等で公開しております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
5	<p>P35 第2章 障害のある人を取り巻く状況</p> <p>3 市民の意識</p> <p>(1) 市民アンケート調査の主な結果</p> <p>⑦障害や難病、発達に課題のある人の人権・理解促進</p>	<p>「障害者差別解消法について名前も内容も知っている人の割合はサービス利用者の 5.2%、サービス未利用者の 4.6%、障害児の 8.4%、障害のない市民の 8.7%、施設入所者の 1.4%、通所受給者証を持つ児童の 8.3%といずれも 10%以下にとどまっています。」との記述がありますが、豊中市独自の障害者差別禁止条例を制定することを目標とし、その制定過程で、周知していくべきことを、記述すべきです。</p>	<p>当該箇所はアンケート調査結果を紹介する部分のため、調査結果を記載しています。条例の制定に関するご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>P36 第2章 障害のある人を取り巻く状況</p> <p>3 市民の意識</p> <p>(1) 市民アンケート調査の主な結果</p> <p>⑧将来の暮らし方</p>	<p>「障害児では、大人になったらしてみたいこととして、「家族と一緒に暮らすこと」が 36.6%、「介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと」と「結婚したり子どもを育てること」が 26.3%などとなっています。」との記述がありますが、健常者のこどもの同内容アンケートも併記すべきです。このままの記述だと、固定化された障害者像を補強することになり、この計画の趣旨に反します。</p>	<p>本計画の策定にあたって障害のないお子さんに対する調査は行っておりません。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>P38 第2章 障害のある人を取り巻く状況</p> <p>3 市民の意識</p> <p>(2) 障害者関係団体に対するヒアリング調査の主な結果</p>	<p>「豊中市内で活動する障害者関係団体へ行ったヒアリング調査の結果については、次のとおりです。」との記述があり、特定の障害者団体の名前があがっています。その中で、豊中市障害福祉課が事務局になっている豊中市身体障害者福祉会の団体名がありません。記載漏れだとも思いますので修正ねがいます。もし福祉会にヒアリングをしていないのなら、やるべきです。</p>	<p>ヒアリング調査は豊中市内で活動する障害者関係団体 11 団体に協力を依頼し、うち 6 団体より寄せられた回答の結果を紹介しております。ご指摘の団体については、今回調査を行いましたがお回答をいただいております。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
8	P43 第2章 障害のある人を取り巻く状況 4 今後の施策推進に向けた課題 ④福祉サービスの提供体制の整備・充実	「④ 福祉サービスの提供体制の整備・充実」との記述がありますが、令和5年度に実施された初任者研修受講料補助制度等を明記するとともに、今後、初任者研修だけでなく、同行援護従業者養成研修などの受講料補助制度の創設を記述すべきです。	当該部分は福祉サービス提供にあたっての国の方向性や社会動向などから記載しているものです。ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
9	P49 第3章 成果目標と達成に向けた取組み (4) 福祉施設から一般就労への移行等	「福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。」との記述がありますが、豊中市重度障害者等就労支援特別事業についても記述し、その実績、見込み量、目標値も定めるべきです。	当該部分は国の基本方針、大阪府の基本的な考え方で定められた項目について目標や指標の設定をしております。 なお、「豊中市重度障害者等就労支援特別事業」については、豊中市第六次障害者長期計画に記載しております。
10	P55 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 1 障害福祉サービス等の見込量 (1) 障害福祉サービス ①訪問系サービス	「同行援護主な対象者 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人実施内容 移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。」との記述がありますが、この記述だと、遠隔ビデオ通話で同行援護ガイドヘルパーが利用者に同行援護サービスを提供できると読み取れます。「同行して」という文言を入れるべきです。	「障害のある人の移動時や外出先へ同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。」と改めます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
11	<p>P56 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策</p> <p>1 障害福祉サービス等の見込量</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>①訪問系サービス</p>	<p>「居宅介護の月あたり見込量と実績身体障害者令和3年度(2021年度)」との記述がありますが、例話3年度の見込み量が2つあります、436人分と14,080時間分です。わかりにくいです。どちらも見込み量という項目で、一方は、ヒト、一方は時間です。表記をわかりやすくしてください。</p> <p>提案 令和3年度(2021年度)見込利用人数 436人 実績 394人 見込み利用人数に対する実績の割合 90.4% 見込利用時間 14,080時間 実績 15,422時間 見込み利用時間に対する実績の割合 109.5%</p> <p>令和4年度(2022年度)見込利用人数 436人 実績 394人 見込み利用人数に対する実績の割合 90.4% 見込利用時間 14,080時間 実績 15,422時間 見込み利用時間に対する実績の割合 109.5%</p> <p>令和5年度(2023年度)見込利用人数 436人 実績 394人 見込み利用人数に対する実績の割合 90.4% 見込利用時間 14,080時間 実績 15,422時間 見込み利用時間に対する実績の割合 109.5%</p>	<p>テキスト版について次のように表記を改めます。</p> <p>第6期における実績</p> <p>居宅介護の月あたり見込量と実績 身体障害者 「実利用者数」 令和3年度(2021年度) 見込量 436人分 実績値 394人分 実績/見込 90.4%</p> <p>「利用量」 令和3年度(2021年度) 見込量 14,080時間分 実績値 15,422時間分 実績/見込 109.5%</p>
12	<p>P56 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策</p> <p>1 障害福祉サービス等の見込量</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>①訪問系サービス</p>	<p>「同行援護の月あたり見込量と実績身体障害者令和3年度(2021年度)見込量 154人分 見込量 3,836時間分」との記述がありますが、豊中市の障害福祉サービス給付ガイドラインでは、同行援護の月あたりの定型至急時間基準は50時間です、これは同居の親族がいようがいまいが一律月50時間です、よって、見込み時間は、154かける50、7700時間とすべきです。見込み時間が予算の根拠になるので、ガイドラインの定型基準月50時間をもとに計算すべきです。</p>	<p>見込量は実績に基づいて算出をしておりますが、すべての方が月50時間を利用されているわけではないため、実績に応じた推計としております。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
13	<p>P59 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策</p> <p>1 障害福祉サービス等の見込量</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>①訪問系サービス</p>	<p>「・月平均実利用者数の見込は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績をもとに、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの伸びを算出したうえで、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。」との記述がありますが、同行援護については、この算出方式は不適當です。2021年、2022年、2023年はコロナのため外出自粛がもたらわれていたので、外出系サービスである同行援護のこの3年の実績から将来の見込みと目標値を決めるのは不適當です。コロナ前の実績から算出すべきです。</p>	<p>第6期計画で示した令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)の見込量に対して、実績値はいずれも見込量を下回る状況で推移しております。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した現状においても利用が伸びない状況にあるため、6年度(2024年度)以降の見込量は計画で示した方法で見込んでおります。なお、見込量はあくまで見込量であり、実際の利用に影響するものではありません。</p>
14	<p>P60 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策</p> <p>1 障害福祉サービス等の見込量</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>①訪問系サービス</p>	<p>「見込量確保方策の考え方豊中市障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会などでの勉強会や、従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、さらなる従事者と質の向上に努めます。」との記述がありますが、これでは不十分です。2023年度に実施された初任者研修受講料補助制度の継続と拡充を記述すべきです。同行援護従業者養成研修を豊中市が独自で実施するか、あるいは受講料補助制度を創設すべきです。</p>	<p>ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>P65 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策</p> <p>1 障害福祉サービス等の見込量</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>③日中活動系サービス</p>	<p>「就労継続支援(A型)の月あたり見込量と実績身体障害者令和3年度(2021年度)見込量 42人分・見込量 792人日分」との記述がありますが、見込み時間数を記述すべきです。A型事業所では、1日4時間のサービス利用に制限している事業所がほとんどです。A型で長時間働きたい障害者に対しては1日4時間以上のサービスを提供すべきです。そのことが見えてきません。</p>	<p>国の基本指針、大阪府の基本的な考え方により見込量の単位は利用者数(人分)、利用量(人日分)と定められており、それに従って記述しております。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
16	P78 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 (2) 地域生活支援事業 ①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	「事業実施の考え方障害者週間等において市広報誌など多様な広報・情報媒体を活用するとともに、豊中市障害者啓発活動委員会と共同で当事者の思いを伝える講演会やイベントを開催することにより、障害のある人に関する情報提供と理解促進に努めます。出前講座などを活用し、障害者差別解消法について民間事業所などで説明を行い、障害のある人の権利とその擁護のための仕組みに対する理解を深めるよう努めます。」との記述がありますが、もっと踏み込んで、豊中市独自の障害者差別禁止条例を制定することを目指しますと記述すべきです。	条例の制定に関するご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
17	P81 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 (2) 地域生活支援事業 ②相談支援事業	「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)令和6年度(2024年度) 実施無令和7年度(2025年度) 実施無令和8年度(2026年度) 実施無」と記述がありますが、なしと断言するのはいかがなものかとおもいます。代替施策を記述すべきです。	事業実施の考え方として、「豊中市居住支援協議会が、障害のある人などの住宅確保要配慮者を対象に民間賃貸住宅への円滑な入居に向けて相談支援や居住支援サービスを実施しており、同協議会と連携し、引き続き住宅確保に配慮が必要な障害のある人のための支援を行います。」と記載しております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
18	P77 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 (2) 地域生活支援事業	<p>「(2) 地域生活支援事業地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。」との記述がありますが、視覚障害者のための代読代筆サービスについての記述がありません。厚生労働省においても地域生活支援事業として各自治体は代読代筆サービスを地域生活支援事業として実施することを推奨しています。それに加えて、豊中市では、遠隔ビデオ通話システムを利用した代読代筆サービスを地域生活支援事業として実施することを記述すべきです。</p>	<p>代筆・代読支援については、地域生活支援事業の任意事業として一部の自治体で行われていることを認識しております。ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
19	P90 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 (2) 地域生活支援事業 ⑦移動支援事業	<p>「移動支援事業（利用者数）の年間見込量と実績身体障害者令和3年度(2021年度)見込量 219人分・・・見込量 42,949時間分」との記述がありますが、同じ外出系サービスである同行援護は月単位で見込み時間が記述されています。どちらかに統一すべきです。統一できない場合は、注釈を記述すべきです。</p>	<p>自立支援給付に基づくサービスは月単位、地域生活支援事業については年単位で表記することが『第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方』に定められており、それに則った記述となります。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
20	P91 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 (2) 地域生活支援事業 ⑦移動支援事業	豊中市の障害福祉サービスの利用時間の上限を定めているガイドライン、「豊中市障害福祉居宅介護サービス等の支給に関するガイドライン」についての記述がありません。このガイドラインは障害者の福祉サービスの支給時間の根拠となっているものです。このガイドラインについての記述、各サービスの月上限時間、同規模時自体の支給基準時間との比較の記述もすべきです。福祉サービスの見込み量が増えていくのなら、ガイドラインの基準も変えなければなりません。	「豊中市障害福祉居宅介護サービス等の支給に関するガイドライン」は、障害福祉サービスの支給量基準として策定しております。計画に記載している障害福祉サービスの見込量はあくまで実績に応じて推計しているものであるため、支給量の基準であるガイドラインについての記載はしていません。
21	P15 年齢別重症心身障害のある人(人)	【令和4年(2022年)】の表も【令和5年(2023年)】の表も、「6～17歳」と「合計」の欄の総数が各項目の合計数と合いません。	両年とも6～17歳の値が誤っていたので修正いたします。
22	P16 ② 障害支援区分認定の実施状況	障害支援区分の認定を受ける人が増えているという事は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを使おうとする人が増えているという事だと思います。障害福祉サービスをどのように使うのか相談支援専門員に相談しながら考えようと思っても、相談支援専門員が不足していて新規に相談支援専門員の支援を受ける事が難しい状況が続いています。どのような障害福祉サービスをどのように使っていくかを決定するのは相談支援体制がないと難しく、これでは障害者の自立を阻むことになるのではと危惧しています。	相談支援専門員の人員不足については本市としても課題と認識しており、関係機関とともに相談支援専門員の確保に努めてまいります。
23	P19 第2章 障害のある人を取り巻く状況	今年度から全小中学校に設置されている通級指導教室の在籍児童数、生徒数も記載していただきたいです。	通級指導教室はいつ入退室してもよい教室となっているため、在室者数の把握が困難です。ご理解いただきますようお願いいたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
24	P21 ⑧ 市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校(高等部)卒業生の進路状況と卒業生見込み	市立中学校の支援学級と支援学校の高等部を並列表記するなら、支援学校の中等部も入れるべきではないでしょうか。府立高校の自立支援コース、たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校が無いのも気になります。進路先の可能性を示すなら、通信制の高校もあるといいと思います。横並びにするなら、縦線を2重にしてはどうでしょうか。市立中学校の支援学級に通うと進学でき、支援学校の高等部を卒業しても進学できないような印象をうけます。	進路状況と卒業生見込みについては、本市で通われている方の代表的なものを紹介させていただいております。表記については、ご意見を参考に修正いたします。
25	P24④福祉施設から一般就労への移行等	実績欄の計算が合いません。	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する人の数実績 116 人には、目標値を設定していない生活介護・自立訓練も含まれております。実績欄の計算が合うよう、目標値を設定していない生活介護・自立訓練も明細に表記するよう修正いたします。
26	P27 (1) 市民アンケート調査の主な結果	「第六次障害者長期計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた市民アンケート調査報告書」の4ページ「回答者の属性」を見れば「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者」が「18歳以上の障害のある市民」だと分かるのですが、この「第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画(素案)」を読んでも「18歳以上の障害のある市民」だと分かりにくいです。	「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者」が障害のある人が対象であるとわかるように表の体裁を改めます。
27	P27 (1) 市民アンケート調査の主な結果 ① 回答者の属性と介助・支援の状況	このままでは介護者の高齢化で破綻する危険を感じます。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
28	P28 ② 日中の活動や社会参加の状況と意識	認知症カフェのように気軽に障害者本人や家族が集まれる場所が欲しいです。	本計画は障害福祉サービス、障害児通所支援サービスについて記載するもので、気軽に集える居場所については触れておりませんが、障害者長期計画を推進する中で取り組んでまいります。
29	P28 《夕方・夜間や休日の過ごし方》	障害児者の回答が記載されていますが、この項目は障害のない市民の回答と比較しないと、分かりにくいです。	今回実施した調査では、障害のない市民に対して同種の質問を実施しておりません。ご意見については、次回調査を行う際の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
30	P29 《働くことに関する意向》	<p>記載内容の元になった市民アンケート調査の「問 24 働くことについて、どのように考えていますか。」の回答の選択肢が 1. 障害のない人と同じ職場で働きたい 2. 自宅でできる仕事をしたい 3. 障害のある人のための施設で生産活動をしたい 4.～7.：記載省略となっています。[1.]は一般就労、[3.]は福祉的就労を想定していると思われます。一般就労は「障害のない人と同じ職場で働く」という形式だけでなく、特例子会社で障害のある人中心の職場で働くという場合があります。特例子会社は現在 600 社くらいあり、就労の希望も多いですが、アンケートの回答項目には該当すると思える項目がありません。大阪府が毎年 11 月に HP に公表している「障がい福祉サービス利用者の一般企業への就労人数調査の結果について」の福祉的就労の事業所の職種は「内職・作業下請け」「データ入力・ホームページ作成」「食品・喫茶」「清掃」「雑貨等自主製品販売」「農作業」「クリーニング」「印刷」など様々で、[3.]の問いにある「生産活動」というイメージに合いません。福祉的就労の職種は、かなり昔は「生産活動」というイメージがあったかもしれませんが、現在では様々な職種に広がり、好きな仕事に就いて誇りを持って頑張っている障害のある人も多いと思います。アンケートに答える障害のある市民の中には、自分が頑張っている仕事の事を分かってもらえていないと残念な気持ちになった人がいるかもしれないと心配しています。次回のアンケートでは回答の選択肢を実情にあったものにしていただきたいです。</p>	ご意見については、次回調査を行う際の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
31	P32 ⑤ 相談の状況と支援の希望	年金を受けられない人や就労ができない人がたくさんおり、将来に不安を抱えている人が多数います。親なきあと問題を相談できる機関や窓口の設置を望みます。一生にわたって相談にのってもらえる機関の設置も望みます。	障害者相談支援センターをはじめ、身近な場所で相談いただける体制の整備を進めております。ご意見については、今後の相談支援体制の充実に向けた参考とさせていただきます。
32	P33 《今後の相談先について》1つめの○3行め	「サービス未利用者で 56.9% となっています。」は「サービス未利用者で 56.9% となっています。」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
33	P33 《今後の相談先について》2つめの○	相談員の一層のスキルアップを望みます。	本市としても相談支援体制の充実強化は課題として認識しており、相談支援専門員に必要な資格取得や更新に要する費用を補助するなど、相談支援体制の充実強化等に向けた取組みを実施します。
34	P33 《相談したことがない理由》	「広報とよなか」で、相談一覧表が配られている号があると思います。中途障害者のためにも、障害者が利用できる相談所の一覧も配布をお願いします。	障害のある方の地域の相談窓口として令和4年(2022年)4月から市内7か所に「豊中市障害者相談支援センター(愛称よっと)」を設置しております。よっとの場所や相談の流れを記載したリーフレットは、障害福祉課で配布するとともに市ホームページにも掲載しております。
35	P34 《利用サービスの不満の有無と内容》	支援人材確保のための施策を望みます。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
36	P35⑦ 障害や難病、発達に課題のある人の人権・理解促進	義務教育でもさらなる障害者理解を求めます。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
37	P36 《地域での生活に必要なとする支援》	経済的な不安を相談できる機関の周知、サービスの内容の充実と周知、自立につながる生活能力の訓練の支援を望みます。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
38	P38 家族の高齢化や支援力の低下、親亡き後への対応	将来親が障害を持つ子供の面倒をみられなくなった時に何が起こるか、それを防ぐためには何をしなければならぬかの啓発活動を切に求めます。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
39	P39 ○障害特性に合った「居場所」	障害特性にあった居場所、特に大人の居場所を作ってほしいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
40	P39 ○相談支援体制には人材確保○指定特定相談支援事業所の廃止・休止	相談支援専門員の増員につながる施策をお願いします。	ご意見については、今後の相談支援体制の充実に向けた参考とさせていただきます。
41	P40 障害のある子どもの発達支援・障害児通所支援について、豊中市の課題と思われること、今後力を入れて取り組むべきと思われる内容	障害を持つ子どもとその親が周囲から理解してもらえるために方法やアドバイスを受けられるようにしてほしい。特に重症心身障害児や医療的ケアを必要とする子供のための施設利用、受け入れ施設の増加を切に望みます。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
42	<p>P41 ②ヒアリング調査を通じて寄せられた主な意見</p> <p>軽度の発達障害児が青年期を迎え、進学や就労等で直面する課題とその児童・保護者に対する支援</p>	<p>厚生労働省政策レポート「発達障害の理解のために ○診断名に対する誤解」（厚生労働省 HP：https://www.mhlw.go.jp/seisaku/17.html）で、「以前は、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがありました。しかし、知的な遅れがない人の中にも、その他の部分で重篤な困難さをもっているケースがあります。ですから、「障害そのものが軽度」と誤解される可能性を危惧して、最近では「軽度発達障害」という言葉は、あまり使われなくなってきています。(平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出されました)」と記されています。「最近では」と記されていますが、この政策レポートが出された時期は平成20年10月です。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が平成19年(2007年)3月15日に出した通達『特別支援教育について「発達障害」の用語の使用について』では『「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。』となっています。20年近く前には「軽度発達障害」「軽度の発達障害」という言葉が多く使われ、知的なハンディがないか軽度の発達障害は、障害そのものが軽度だと誤解されることがよくありました。</p>	<p>団体ヒアリングの質問項目中に「軽度の発達障害…」ということで表記をし、回答をいただきました。ご意見については、次回に同様のヒアリング調査を行う際の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>当事者は障害についての周りの理解や適切な支援が得られず「努力不足」「人に迷惑をかける」などと、本人の性格が悪いと思われました。親は「しつけができていない」と学校の先生や他の保護者や親族から責められるだけでなく、愛着障害と誤解され「子供への愛情が不足している」と人格を否定されるような事を言われることも多々ありました。発達障害者支援法が施行された後でさえ、「福祉はもっと重度の人のためにある」と言う医師もいました。支援が受けられないままでは社会に出る事が難しく、「ひきこもり」といわれる状況になってしまった人もいます。文科省から通達が出された背景には、このような状況で親の会などから「軽度と言わないで欲しい」「発達障害の困難を理解し、適切な支援が受けられるようにして欲しい」と要望があったという経緯があります。通達が出て、その後「軽度」という言葉が使われることは殆どなくなったと思います。「軽度」という言葉が使われると、再び昔のような誤解が生じないかと危惧します。また、この言葉から昔の辛い経験を思い出す当事者や親もいると思います。「第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画」に文部科学省が原則として使用しない旨の通達を出した言葉を使用する事にも問題を感じます。できれば表現を変えていただけないでしょうか。</p>	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
43	P41 障害のある人の就労機会の拡大と就労定着、様々な社会参加・体験の機会・場づくりなどに向けて、豊中市の課題と思われること、今後力を入れて取り組むべきだと思われる内容	障害者に理解のある良心的な企業が増えるよう何らかの取り組みをしてほしいです。認知症賠償保険のように発達障害、知的障害、精神障害者がパニックになって周囲に意図せず損害を与えた場合の損害賠償保険がほしいです。こういうものがあれば企業の採用のハードルが下がる可能性があるかとも思います。	ご意見については、今後の就労支援施策推進の参考とさせていただきます。
44	P42② 地域で自立するための働く場や活動の場の確保	就労支援の仕組みが、とても分かりにくくなっています。障害者総合支援法関連の支援だけでなく、大阪障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、大阪府立高等職業技術専門学校等、どのような就労支援があって、どのように利用していけばいいのか、相談できる体制が必要だと思っています。	計画書では事業の概要や施策の方針を記載することにとどめておりますが、就労支援についてはホームページなどで別途詳細な情報を発信するとともに、令和7年(2025年)に施行予定の就労選択支援の導入によりさらなる相談支援体制の充実に努めてまいります。
45	P43 ③ 障害児支援の提供体制の整備等	発達障害の子は通常の高校へ進学する場合も多いのですが、通常の高校で発達障害であることを考慮した卒業後の進路の相談が難しい状況です。何処に相談すればよいのかも分からず、十分な情報も得られないまま進路の選択をし、うまくいかなくなる例が多いと思います。大学や専門学校への進学について、就労や就労支援について、相談先が必要です。人生に関わる重要な選択をするこの時期に、情報が入りにくいのは大きな問題で、ここで進路の選択を失敗することが、ひきこもりのきっかけになる事もあります。是非、相談体制の強化をお願いします。	令和7年度(2025年度)中に就労選択支援事業が新たに創設されることとなっており、これに合わせて就労支援に関わる相談支援体制についても充実をさせていく予定としております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
46	P43 ④ 福祉サービスの提供体制の整備・充実	<p>発達障害者は「集団行動が苦手」「人間関係が難しい」「こだわりが強い」「感覚過敏がある」などの理由で、他人との共同生活が難しい場合があります。一人暮らしには不安があり、通常のグループホームで暮らすのが難しい人でも、一戸一戸の部屋が独立した形式のグループホーム（サテライト型、アパート型）なら暮らせる場合もあります。共同生活が難しい人が暮らせるグループホームが増えるよう願っています。グループホームは日中活動ができている人の入居が前提条件のようになっていますが、発達障害者には長年ひきこもりの状況の人も多いです。ひきこもりの状況にある人でも、グループホームで受け入れられるよう願っています。親と一緒に親の持ち家に暮らしている場合、親なき後も、そのまま自宅に1人で暮らすには、マンションの管理組合の委員の引き受けや、一戸建ての家のメンテナンスなどができるかどうか不安がある場合もあります。また、兄弟がいる場合、相続の問題もあります。親なき後の当事者の生活の場の問題は、問題が多岐に渡り過ぎて難しいです。相談できるところが欲しいです。</p>	<p>グループホームについては、障害の特性に応じてより多くの方が利用できるよう整備の充実を図ってまいります。相談については、障害者相談支援センターや障害福祉課へお問い合わせください。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
47	P49 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 就労定着支援	<p>6年前に障害者総合支援法の改正で「就労定着支援」ができて、就労半年後から3年半後までの期間、定着支援支援を利用できるようになり良かったと思いますが、3年半以上経ってから人事異動などをきっかけに職場での問題が起こる場合もあります。</p> <p>また、「就労定着支援」は障害者総合支援法での就労支援を利用して就労した人対象で、その他のルートから就労した人は利用の対象外です。利用期間も利用できる人についても、条件が限られています。</p> <p>障害者総合支援法での「就労定着支援」以外で定着支援を行ってもらえるところ（障害者就業・生活支援センター、大阪障害者職業センター、ハローワークなど）の利用についても、もっと情報発信される必要があると思います。職場で上手くいかなくなっても支援者に相談することなく離職するケースも多いようです。職場で問題が起こったときの外部からの支援も大切ですが、それよりも各職場での相談体制などの方が大切だと思います。特例子会社などでは就労定着のための部署を設けて心理士を雇用している例もありますが、中小企業などでは手厚い相談体制が必要なことを理解されていない場合も多いです。障害者の就労定着（特に発達障害者や精神障害者）には相談体制が必要なことが広く理解されるよう願っています。</p>	<p>ご意見については、今後の就労支援施策推進の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
48	P50 成果目標の達成に向けた活動指標【児童発達支援センターの機能充実】	<p>ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンターについてふれられていません。実施、受講者を増やすためには、周知が必要だと思います。発達支援親子教室やペアレントトレーニングを休日にも実施していただけないでしょうか。働いている保護者も児童発達支援センターの幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を受ける機会を得られるようにできないでしょうか。現在は母親が仕事を辞めず働き続ける人がかなり増えました。子どもが発達に課題を持っている母親で仕事を続けようとしている人の中には、子どもが療育を受けるため仕事を辞めるべきかと悩む人がいます。母親は子どもが発達に課題を持っていると知った時、通常大きなショックを受けます。更に仕事が続けられるかどうかということまで悩むのは非常に大変です。仕事と発達支援やペアレントトレーニングの受講の両立ができればと願っています。課題を抱えた子どもが生まれても、子育てと仕事が両立できる社会であって欲しいと思います。</p>	<p>令和5年度(2023年度)より児童発達支援センターにてペアレント・トレーニングの休日開催を実施しております。また市内民間障害児通所支援事業所職員対象にペアレント・トレーニングの講師養成を行い、各事業所においても講座を実施していただいております。今後も希望される方が受講できるよう体制整備を進めてまいります。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
49	<p>P41 ②ヒアリング調査を通じて寄せられた主な意見</p> <p>軽度の発達障害児が青年期を迎え、進学や就労等で直面する課題とその児童・保護者に対する支援</p>	<p>厚生労働省政策レポート「発達障害の理解のために ○診断名に対する誤解」（厚生労働省 HP：https://www.mhlw.go.jp/seisaku/17.html）で、「以前は、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがありました。しかし、知的な遅れがない人の中にも、その他の部分で重篤な困難さをもっているケースがあります。ですから、「障害そのものが軽度」と誤解される可能性を危惧して、最近では「軽度発達障害」という言葉は、あまり使われなくなってきました。(平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出されました)」と記されています。「最近では」と記されていますが、この政策レポートが出された時期は平成20年10月です。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が平成19年(2007年)3月15日に出した通達『特別支援教育について「発達障害」の用語の使用について』では『「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。』となっています。20年近く前には「軽度発達障害」「軽度の発達障害」という言葉が多く使われ、知的なハンディがないか軽度の発達障害は、障害そのものが軽度だと誤解されることがよくありました。</p>	<p>団体ヒアリングの質問項目中に「軽度の発達障害…」ということで表記をし、回答をいただきました。ご意見については、次回に同様のヒアリング調査を行う際の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	<p>続き</p>	<p>当事者は障害についての周りの理解や適切な支援が得られず「努力不足」「人に迷惑をかける」などと、本人の性格が悪いと思われました。親は「しつけができていない」と学校の先生や他の保護者や親族から責められるだけでなく、愛着障害と誤解され「子供への愛情が不足している」と人格を否定されるような事を言われることも多々ありました。発達障害者支援法が施行された後でさえ、「福祉はもっと重度の人のためにある」と言う医師もいました。支援が受けられないままでは社会に出る事が難しく、「ひきこもり」といわれる状況になってしまった人もいます。文科省から通達が出された背景には、このような状況で親の会などから「軽度と言わないで欲しい」「発達障害の困難を理解し、適切な支援が受けられるようにして欲しい」と要望があったという経緯があります。通達が出て、その後「軽度」という言葉が使われることは殆どなくなったと思います。「軽度」という言葉が使われると、再び昔のような誤解が生じないかと危惧します。また、この言葉から昔の辛い経験を思い出す当事者や親もいると思います。「豊中市障害者長期計画」に文部科学省が原則として使用しない旨の通達を出した言葉を使用する事にも問題を感じます。できれば表現を変えていただけないでしょうか。</p>	
50	<p>P58 【重度障害者等包括支援の月あたり見込量と実績】</p>	<p>見込も実績もゼロなのは、利用者がいないのでニーズが無いのか、制度が追いついていないのか、気になります。</p>	<p>それぞれ個別のサービスの利用により一定ニーズが充足しており、またサービス提供を行う事業所が市内及び周辺地域にないことから、利用を見込んでいないものです。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
51	P76 見込量確保方策の考え方○計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保	相談支援専門員が不足していて、障害福祉サービスを新規に使う場合、セルフプランになっているようです。セルフプランではサービスのきめ細かい情報など分からず、適切なサービスを使うのが難しいと思います。親が健在なうちは親が当事者をサポートしたり親が利用計画を立てたりすることができる場合もありますか、親なき後はどうなるのかと不安が募ります。相談支援専門員の不足が解消されるような対策を望みます。	相談支援専門員の人員不足については本市としても課題と認識しており、関係機関とともに相談支援専門員の確保に努めてまいります。
52	P82 ③成年後見制度利用支援事業	第6期における実績数の上昇をみると、第7期における見込の算出が少ないと思います。	令和3年度(2021年度)に対象者の範囲を拡充し、その後の利用者数が増加しておりますが、令和6年度(2024年度)以降は見込み値で推移するものと考えております。
53	P98 《社会参加事業》	平日働いている人のために、夜間や土日の開催を望みます。	すでに一部の講座等では、夜間や土日開催を行っておりますが、より多くの市民のみなさまに利用いただけるよう、ニーズの把握に努めながら検討してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
54	P100 ②整備方針	<p>発達障害者は「集団行動が苦手」「人間関係が難しい」「こだわりが強い」「感覚過敏がある」などの理由で、他人との共同生活が難しい場合があります。一人暮らしには不安があり、通常のグループホームで暮らすのが難しい人でも、一戸一戸の部屋が独立した形式のグループホーム（サテライト型、アパート型）なら暮らせる場合もあります。共同生活が難しい人も暮らせるグループホームが増えるよう願っています。グループホームは日中活動ができている人の入居が前提条件のようになっていますが、発達障害者には長年ひきこもりの状況の人も多いです。ひきこもりの状況にある人でも、グループホームで受け入れられるよう願っています。</p>	<p>グループホームについては、障害の特性に応じてより多くの方が利用できるよう整備の充実を図ってまいります。</p>
55	P101 ②整備方針	<p>重度の障害者でも受け入れてくれる、高齢になっても追い出そうとしないグループホーム事業者が増えるよう対策を打って下さい。目標値が低すぎるように思います。</p>	<p>ご意見については、今後のグループホーム整備促進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
56	P103 1 障害児通所支援等の見込量高年齢児に対する支援	<p>「高年齢児に対する支援としては、義務教育修了後の発達障害児を対象とした事業を新設するなど、成人移行に向けた支援の充実を図ります。」とありますが、具体的な内容を知りたいです。第5期豊中市地域福祉計画（素案）30ページの「トピック 1-4-3 発達障害者支援における切れ目のない支援体制」と同様の支援でしょうか。第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画にも、わかりやすい説明があればいいと思います。</p>	<p>第5期豊中市地域福祉計画（素案）にありますように、児童発達支援センターと障害福祉センターひまわりにおいて、円滑に成人期の支援体制に移行することができるよう連絡会を設けております。令和6年度(2024年度)からは、児童発達支援センターにおいて、義務教育修了後の発達障害児を対象にした放課後等デイサービス事業を実施し、より成人期移行支援の充実を図ってまいります。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
57	P107 ②放課後等デイサービス	ひと月の利用可能日の増加を望みます。土曜日など、学校の休日におこなっているデイサービスも増えていると思います。ひと月 23 日では足りません。事業所数が増加し、療育の内容も様々です。利用者がそれぞれに必要な療育にあった事業所を選べるよう、相談ができるところが欲しいです。	計画の推進を通じ、障害児相談支援の充実を図ってまいります。
58	P108 第 2 期における実績	R4 実績ゼロ 訪問回数 1 訪問したが、誰もいなかったのでは帰ったと言う事でしょうか。	年間のうち、1 月のみ 1 名 (6 回) の利用実績があったものを 12 で割り月平均とし、小数点以下を四捨五入して記載しているため、人/月=0 人、回/月=1 回となっております。
59	P110 ⑤障害児相談支援実施内容	「障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の見直しを行います。」「障害児支援利用計画の見直しを行い」が 2 回書かれています。	ご指摘の部分については修正いたします。
60	P111 第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の施策体系 2-4 子育てと仕事の両立の住信	「ワーク・ライフ・バランス*」「*」が必要なのでしょうか、用語集のマークでしょうか。	第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」に記載されている体系図を引用しているため「*」がついておりますが、最終版においては削除いたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
61	P115（1）障害者などに対する虐待の防止	<p>2024年2月13日に「小泉法相が記者会見で、成年後見制度の見直しを法制審議会（法相の諮問機関）総会へ諮問すると表明した。」というニュースが流れ、改正に期待しています。下記は現行の制度に対しての意見です。第5期豊中市地域福祉計画(素案)へも同じ意見を提出済みで、豊中市第六次障害者長期計画へも同じ意見を提出します。障害者の雇用が進んでいますが、障害者は障害者枠で企業に就職できたとしても収入は低く、老後の生活資金まで準備することは不可能な場合が多いです。また、企業に就労するのが難しい場合も多いです。将来の年金も十分な額ではない場合が多く、親なき後の生活資金は親が準備するか生活保護に頼る事になります。親も年金だけでは老後の生活が成り立たず、親自身の老後の生活資金を準備する必要があります。その上で障害がある子の親なき後の生活資金を準備するのはかなり大変なことです。何とか用意できたとしても、相続する時点で成年後見人が付く事になると、毎年数十万円の後見人の報酬を一生涯支払い続けることになる場合が多いです。高齢者と違い障害者は成年後見人を付ける期間が長くなり、一生涯に支払う金額は数百万円から場合によっては一千万円を超えることにもなります。子どもの親なき後の生活資金の準備も難しいのに、成年後見人の報酬まで準備するのは一般の庶民には極めて困難です。成年後見人制度を利用できるのは、生活資金の心配がない大金持ちか、生活保護受給者などで「成年後見人等の報酬助成」が受けられる人でなければ難しいと感じています。</p>	<p>ご意見については、今後の権利擁護施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>費用の面以外に大きな問題なのは、当事者や家族が成年後見人を付けることを望んでいない場合でも、成年後見人を付けなくてはいけないケースが発生することです。遺産分割協議を行う、生命保険金を受け取る、銀行で手続きをする、不動産を売却するなどのケースで、一旦成年後見人を付けると、その後当事者の問題がなくなるまで（発達障害や知的障害は治らないので一生）成年後見人が付くこととなります。しかもこのようなケースで成年後見人を付ける必要があることを知らず、このようなケースが起こらないような準備ができていない人も多いです。また、成年後見人が付くと、お金を自由に使えることも大きな問題です。障害者が自分の好きな食べ物を沢山食べたり、趣味にお金を使ったり、ストレートパーマをかけることを、成年後見人が贅沢だと認めなかったケースがあると聞きました。これでは当事者の意思決定権を奪う差別的な制度ではないかとさえ思います。一昨年、国連からも懸念が示され、法の改正を勧告されているはずで、認知症の高齢者が詐欺の被害に遭うことが多いのを思うと制度の必要性を感じますが、障害者にとっては問題がある制度だと思います。国も各地の自治体も何故このような制度の利用を促進しているのか疑問を感じます。制度のデメリットも広く啓発されることと、障害者にも真に権利擁護の制度として使いやすいものになるよう制度の改正を望みます。</p>	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
62	P115 (2) 意思決定支援の促進	親なき後も当事者がセルフプランで障害福祉サービスを利用するのは難しいと思われるので、相談支援専門員の支援は必要だと思います。相談支援専門員に、困ったことを相談しながら暮らしていけるよう、相談支援専門員の人材が確保できるよう願っています。	相談支援専門員の人員不足については本市としても課題と認識しており、関係機関とともに相談支援専門員の確保に努めてまいります。
63	P116 (4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	発達障害に対する理解を持ってくださる方がまだまだ少ないと思います。見た目にはわからなくても生きづらさを抱えています。発達障害者はそれぞれの困り事が異なる等、対応に難しいところがありますが全体的に変化に弱く、パニックになると目の前に情報が示されても頭に入りません。このような状態なので事前に情報提供体制を充分整えてくださることを望みます。40 ページのコメントにも書きましたが、障害者の損害賠償保険があれば避難所でも助かります。	これまで総合ハザードマップについては、あらゆる方が災害リスクを把握することが重要になるため、音訳版・点訳版を作成し提供してまいりました。引き続き、本市が作成する冊子などについては、情報が確実に行き渡るよう工夫を行ってまいります。また、避難所等で生活を余儀なくされる障害者等の要配慮者に対しては、関係団体、ボランティア等の協力を得て、情報提供を行ってまいります。損害賠償保険に関するご意見については参考とさせていただきます。
64	参考資料	「用語集」を付加し、下記の用語の説明をお願いします。P2 医療保護入院 P15 障害支援区分（区分1と区分6、どちらが重いかも知りたいです。）P16 通所受給者証 P22 ピアサポーター P24 ペアレント・トレーニング P31 成年後見制度 P38 指定特定相談支援事業所 P39 発達障害児 P40 ギフテッド P50 スーパーバイズ・コンサルテーション P57 重度障害者等包括支援 P76 地域活動支援センター現在豊中市内に設置されている地域活動支援センターについても記載が欲しいです。P101 レスパイト P105 ライフスキル、ソーシャルスキル、放課後等デイサービス P109 ワーク・ライフ・バランス	ご意見については、用語集の掲載にあたっての参考とさせていただきます。

※提出された意見と修正箇所の対応表

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)																																																																																																																						
21	P15 第2章 障害のある人を取り巻く状況／1 障害のある人の状況／(2) 障害のある人の状況／(オ)重症心身障害のある人	【令和4年(2022年)】の表も【令和5年(2023年)】の表も、「6～17歳」と「合計」の欄の総数が各項目の合計数と合わない。	<p>【令和4年(2022年)】</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>うち施設入所</td></tr> <tr><td>6～17歳</td><td>0</td></tr> </table> <p>【令和5年(2023年)】</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>うち施設入所</td></tr> <tr><td>6～17歳</td><td>0</td></tr> </table>		うち施設入所	6～17歳	0		うち施設入所	6～17歳	0	<p>【令和4年(2022年)】</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>うち施設入所</td></tr> <tr><td>6～17歳</td><td>3</td></tr> </table> <p>【令和5年(2023年)】</p> <table border="1"> <tr><td></td><td>うち施設入所</td></tr> <tr><td>6～17歳</td><td>4</td></tr> </table>		うち施設入所	6～17歳	3		うち施設入所	6～17歳	4																																																																																																						
	うち施設入所																																																																																																																									
6～17歳	0																																																																																																																									
	うち施設入所																																																																																																																									
6～17歳	0																																																																																																																									
	うち施設入所																																																																																																																									
6～17歳	3																																																																																																																									
	うち施設入所																																																																																																																									
6～17歳	4																																																																																																																									
24	P21 第2章 障害のある人を取り巻く状況／1 障害のある人の状況／(2) 障害のある人の状況／(3) 障害のある子ども等の状況／⑧市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校(高等部)卒業生の進路状況と卒業生見込み	市立中学校の支援学級と支援学校の高等部を並列表記するなら、支援学校の中等部も入れるべきではないか。府立高校の自立支援コース、たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校がないのも気になる。進路先の可能性を示すなら、通信制の高校もあるといいと思う。横並びにするなら、縦線を2重にしてはどうか。市立中学校の支援学級に通うと進学でき、支援学校の高等部を卒業しても進学できないような印象をうける。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位・人</th> <th>市立中学校</th> <th colspan="3">支援学校(高等部)卒業生</th> </tr> <tr> <th>支援学級卒業生</th> <th>合計</th> <th>豊中支援学校</th> <th>箕面支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>進学</td><td>159</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>就労</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>就労移行支援</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>就労継続支援A型</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>就労継続支援B型</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td></tr> <tr><td>生活介護</td><td>0</td><td>22</td><td>17</td><td>5</td></tr> <tr><td>自立訓練</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>訓練校</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>162</td><td>37</td><td>32</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	単位・人	市立中学校	支援学校(高等部)卒業生			支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校	進学	159	0	0	0	就労	2	1	1	0	就労移行支援	0	4	4	0	就労継続支援A型	0	0	0	0	就労継続支援B型	0	5	5	0	生活介護	0	22	17	5	自立訓練	0	4	4	0	訓練校	0	0	0	0	その他	1	1	1	0	計	162	37	32	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位・人</th> <th>市立中学校</th> <th colspan="3">支援学校(高等部)卒業生</th> </tr> <tr> <th>支援学級卒業生</th> <th>合計</th> <th>豊中支援学校</th> <th>箕面支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>進学</td><td>159</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>就労</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>就労移行支援</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>就労継続支援A型</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>就労継続支援B型</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td></tr> <tr><td>生活介護</td><td>0</td><td>22</td><td>17</td><td>5</td></tr> <tr><td>自立訓練</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td></tr> <tr><td>訓練校</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>162</td><td>37</td><td>32</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	単位・人	市立中学校	支援学校(高等部)卒業生			支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校	進学	159	0	0	0	就労	2	1	1	0	就労移行支援	0	4	4	0	就労継続支援A型	0	0	0	0	就労継続支援B型	0	5	5	0	生活介護	0	22	17	5	自立訓練	0	4	4	0	訓練校	0	0	0	0	その他	1	1	1	0	計	162	37	32	5
単位・人	市立中学校	支援学校(高等部)卒業生																																																																																																																								
	支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校																																																																																																																						
進学	159	0	0	0																																																																																																																						
就労	2	1	1	0																																																																																																																						
就労移行支援	0	4	4	0																																																																																																																						
就労継続支援A型	0	0	0	0																																																																																																																						
就労継続支援B型	0	5	5	0																																																																																																																						
生活介護	0	22	17	5																																																																																																																						
自立訓練	0	4	4	0																																																																																																																						
訓練校	0	0	0	0																																																																																																																						
その他	1	1	1	0																																																																																																																						
計	162	37	32	5																																																																																																																						
単位・人	市立中学校	支援学校(高等部)卒業生																																																																																																																								
	支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校																																																																																																																						
進学	159	0	0	0																																																																																																																						
就労	2	1	1	0																																																																																																																						
就労移行支援	0	4	4	0																																																																																																																						
就労継続支援A型	0	0	0	0																																																																																																																						
就労継続支援B型	0	5	5	0																																																																																																																						
生活介護	0	22	17	5																																																																																																																						
自立訓練	0	4	4	0																																																																																																																						
訓練校	0	0	0	0																																																																																																																						
その他	1	1	1	0																																																																																																																						
計	162	37	32	5																																																																																																																						
25	P24 第2章 障害のある人を取り巻く状況／2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況／④福祉施設から一般就労への移行等	実績欄の計算が合いません。	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する人の数	表中に生活介護・自立訓練の実績1人を追記する。 (合計の実績値は変わらず)																																																																																																																						

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)				(修正後)					
			対象者	対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称	対象者	対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称
2	P27 第2章 障害のある人を取り巻く状況／3 市民の意識／(1) 市民アンケート調査の主な結果	「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)」との記述は、18歳以上の健常者も含まれると思われる。正確に記述したほうがよい。	①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,500人	745人	49.7%	サービス利用者	①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,500人	745人	49.7%	サービス利用者
26		アンケート報告書の回答者の属性を見れば「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者」が18歳以上の障害のある市民だと分かるが、計画(素案)を読んでも「18歳以上の障害のある市民」だと分かりにくい。	②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	1,000人	522人	52.2%	サービス未利用者	②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	1,000人	522人	52.2%	サービス未利用者
		「施設入所者」との記述だと健常者あるいは高齢者の施設入居者も含まれると読み取れる。	③18歳未満の障害のある市民(抽出)	500人	262人	52.4%	障害児	③18歳未満の障害のある市民(抽出)	500人	262人	52.4%	障害児
32	P33 第2章 障害のある人を取り巻く状況／3 市民の意識／(1) 市民アンケート調査の主な結果／《今後の相談先について》	「サービス未利用者で 56.9%なっています。」は「サービス未利用者で 56.9%となっています。」ではないでしょうか。	④18歳以上の障害のない市民(抽出)	1,000人	427人	42.7%	障害のない市民	④18歳以上の障害のない市民(抽出)	1,000人	427人	42.7%	障害のない市民
10	P55 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策／1 障害福祉サービス等の見込量／(1) 障害福祉サービス／①訪問系サービス	「移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。」との記述だと、遠隔ビデオ通話で同行援護ガイドヘルパーが利用者に同行援護サービスを提供できると読み取れるので、「同行して」という文言を入れる。	⑤施設入所者(全数)	230人	142人	61.7%	施設入所者	⑤障害者支援施設入所者(全数)	230人	142人	61.7%	施設入所者
			⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)	499人	266人	53.3%	通所受給者証を持つ児童	⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)	499人	266人	53.3%	通所受給者証を持つ児童
			○家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人のうち、「今後も同じ人(機関)に相談したいと思った」人は障害児で73.6%、サービス利用者で65.9%、サービス未利用者で56.9%となっています。				○家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人のうち、「今後も同じ人(機関)に相談したいと思った」人は障害児で73.6%、サービス利用者で65.9%、サービス未利用者で56.9%となっています。					
			移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。				障害のある人の移動時や外出先へ同行し、視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。					

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)
11	<p>P56 第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策／1 障害福祉サービス等の見込量／(1) 障害福祉サービス／①訪問系サービス</p>	<p>テキスト版の各サービスの「月あたり見込量と実績」の記述は、見込量が2つあり、表記をわかりやすくしてほしい。</p>	<p>第6期における実績 居宅介護の月あたり見込量と実績 身体障害者 令和3年度(2021年度) 見込量 436人分 実績値 394人分 実績/見込 90.4%</p> <p>令和3年度(2021年度) 見込量 14,080時間分 実績値 15,422時間分 実績/見込 109.5%</p>	<p>第6期における実績 居宅介護の月あたり見込量と実績 身体障害者 「実利用者数」 令和3年度(2021年度) 見込量 436人分 実績値 394人分 実績/見込 90.4%</p> <p>「利用量」 令和3年度(2021年度) 見込量 14,080時間分 実績値 15,422時間分 実績/見込 109.5%</p>
59	<p>P110 第5章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策／1 障害児通所支援等の見込量／(1) 障害児支援サービス／⑤障害児相談支援実施内容</p>	<p>「障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の見直しを行います。」「障害児支援利用計画の見直しを行い」が2回書かれています。</p>	<p>その結果等を勘案して<u>障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の見直しを行います。</u></p>	<p>その結果等を勘案して<u>障害児支援利用計画の見直しを行います。</u></p>
60	<p>P111 第5章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策／2 主な子育て支援サービス</p>	<p>「ワーク・ライフ・バランス*」 「*」が必要なのでしょうか、用語集のマークでしょうか。</p>	<p><u>の推進</u> <u>、ワーク・ライフ・バランス*の推進など</u></p>	<p><u>の推進</u> <u>ワーク・ライフ・バランス の推進など</u></p>

(3) その他意見公募手続を実施した案と定めた計画との変更点

1. 第六次障害者長期計画（案）に関する意見公募手続により提出されたご意見に対応するもの

(概要)

福祉計画と重複する内容があるため、ご意見をふまえ文言の修正を行いました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
<p>第1章 計画の基本方向</p> <p>1 計画策定の背景と目的 (P2)</p> <p>発達障害のある<u>子ども</u>に対する支援の充実、難病のある人など様々な障害のある人への<u>対応</u>の強化</p>	<p>発達障害のある<u>人</u>に対する支援の充実、難病のある人など様々な障害のある人とその<u>家族</u>への<u>支援</u>の強化</p>
<p>第2章 障害のある人を取り巻く状況</p> <p>1 障害のある人の状況 (P16)</p> <p>(2) 障害のある人の状況</p> <p>②障害支援区分認定の実施状況</p> <p>※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。</p> <p>障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。</p> <p>認定にあたっては、全国一律で定められた 80 項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。</p>	<p>※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます。</p> <p><u>区分1が支援の度合が低く、区分6がもっとも高くなっています。</u></p> <p>障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。</p> <p>認定にあたっては、全国一律で定められた 80 項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定されます。</p>

(修正前)	(修正後)
<p>3 市民の意識</p> <p>(1) 市民アンケート調査の主な結果</p> <p>③ 働くことに対する意識 (P29)</p> <p>◆サービス利用者の<u>18～39 歳</u>、サービス未利用者の<u>18～64 歳</u>で 50%以上、15～17 歳の障害児の 70%以上が就労意向を示す。</p>	<p>◆<u>18～39 歳</u>のサービス利用者、<u>18～64 歳</u>のサービス未利用者で 50%以上、15～17 歳の障害児の 70%以上が就労意向を示す。</p>
<p>《今後の相談支援体制への希望》(P33)</p> <p>次いで「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」57.3%、</p>	<p>《今後の相談支援体制への希望》</p> <p>次いで「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が<u>57.3%</u>、</p>
<p>4 今後の施策推進に向けた課題</p> <p>② 地域で自立するための働く場や活動の場の確保 (P42)</p> <p><u>より多くの障害のある人が就労し、また継続するために</u></p>	<p>障害のある人が<u>より多く就労し、また継続するために</u></p>

2. 大阪府との協議の結果、変更するもの

(概要)

大阪府との事前協議の結果、指摘のあった事項について文言・数値の修正を行いました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
第3章 成果目標と達成に向けた取組み (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (P49) 年間一般就労移行者数 <u>149</u> 人	同 <u>151</u> 人
第3章 成果目標と達成に向けた取組み (6) 相談支援体制の充実・強化等 目標の達成に向けた主な取組み (P53) ○計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保 <u>など体制整備の</u> 取組みを検討します。	○計画相談支援事業所における相談支援専門員を確保するため、 <u>相談支援専門員に必要な資格取得や更新に要する費用を補助するなど</u> <u>相談支援体制の整備に向けた取組みを実施</u> します。
第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 1 障害福祉サービス等の見込量 (1) 障害福祉サービス ⑤ 相談支援 (P76) 地域移行支援の身体障害者、知的障害者の各年の見込量：0 人 地域定着支援の身体障害者の各年の見込量：0 人	地域移行支援の身体障害者、知的障害者の各年の見込量：1 人 地域定着支援の身体障害者の各年の見込量：1 人 これに伴い合計値も修正

3. その他変更するもの

(概要)

内部確認の結果、数値の修正を行いました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 1 障害福祉サービス等の見込量 (2) 地域生活支援事業 ① その他の事業 (P98) 《社会参加事業》各種講座の令和5年度(2023年度)実績/見込 75.3%	同 74.3%